【201頁】
候より御渡奉書同断

右四通、十月廿五日芸使宮田権三郎・湯浅
常太郎、写持参に付、為心得向々え相達被
仰付候事
卯十一月

＊＊＊＊＊＊
＊時運 歴史的経過
＊王綱紐を解 天皇の政治が権威を失う
＊相家 大臣家（藤原氏をさす）
＊保平の乱 保元平治の乱
＊政刑 行政・司法
＊武力による討幕の動きを祭知した山内容堂が大政奉還を慶喜に勧告した、これに基づき慶喜が諸藩に示したのがこの諮問書である。これに修正を加えたものが、大政奉還上表文となる。

（慶応三卯十一月）
松平安芸守様
亀井隠岐守様
右御隣藩、且従来の御交誼の次第も有之、
今般改て御両敬の御取結ニ相成候此如為
心得内意相達し候事
卯十一月

（慶応三卯十一月）
御詮儀の趣有之、諸兵一統御幕廃止被仰付
候事
右組支配中えも可被相触候事
卯十一月

（慶応三卯十一月）
亀井隠岐守様、当所御越ニ付、御滞留中御
旅館前往来へ、小歌・浄瑠璃其外雑言惣て
不作法の躰無之様手堅可被申付候、尤下馬

【202頁】
下乗勿論の事ニ候、自然不作法の者於有之
は屹度可被相咎候事
右の通内意相達候事
卯十一月

（慶応三卯十一月）
軍服の儀、士官は黒羅紗、兵卒は黒呉絽服
ニして、洋服同様仕調被仰付、平常たり共
着用不苦候事
但本書仕調半途ニし中出張等被仰付差添
の部は、先有懸りの服着用勝手次第の事
右の通組支配中えも可被相触候事
卯十一月
右の通従公儀御触有之添ニ付及触候事
卯十一月

＊羅紗（ポ）raxa（オ）rassen
＊呉絽服連（オ）golf grein
舶来の荒い粗末な毛織物、江戸ではゴロ
上方はフクリンといった

（慶応三卯十二月）
所帯方付
差引方付
右十二月十日十一日餅米勘渡
同十七日十八日大小豆勘渡
右餅米大小豆前書日割の通勘渡被仰付候条
日限無間違取下ケ可有之候事
卯十二月

慶応三卯十二月十七日
旦那様、於山口御改名の儀被仰願置候処、
過ル十日弾正介様と被懸御免候段御到来有
之、半間々々一格切の披露状を以御歓申上
候様との儀ニ付、例の通非役半間中より御
歓の披露状山口へ致仕出、其段早速及廻達

【203頁】

候事

月番　保賀多禄・大谷小源次

同月（慶応三卯十二月）廿六日

一先達て小原権兵衛・多祢順左衛門へ御直ニ被仰聞候御所帯辺の儀ニ付、過ル十月於増野弥一郎方ニ集会の節、申談半途の、儀ニ付、又々申合候てはと気付の衆有之、今夜中於保賀多禄宅、集会相催候処、格別気付の廉も無之、当年壱分半方御返石、有之候ニ付、此分其儘差上候てハと申合、其段職座へ月番より申入、尚御仕組御請立共出来候ハ、、拝見仕り度段申入置、可然との儀ニ付各両人より右の段申出置候事

月番　保賀多禄・大谷小源次

（慶応三卯十二月）

来正月元旦、在須佐御家来中并町浦、兼て御案内申上候者、於邑政堂御着到御礼銭差上、御祝詞申上候様被仰付候事

付り　着服の儀ハ諸士中胴服・小袴其以下右ニ準シ候事

付り　御着到刻限、朝六ッ時より五ッ時迄の事

付り　在須佐御中間於作事方着到、御台所中間は於裏判所着到被仰付候事

一諸半間披露状を以御祝詞申上候儀ハ是迄の通り被仰付候事

一返礼の節ハ名札勤、家内相対不仕部ハ熨斗差出ニ不及段は、過ル亥ノ十二月被仰出候通り

一正月二日在郷住宅の御家来中并地方、兼て御案内申上来候者、年始御祝詞申上候儀前ニ同断

【204頁】

付り　苗字無之畔頭の儀は、於御所務代座着到被仰付候事

一正月四日寺院年始御祝詞として邑政堂罷出、御祈祷の御札并御祝儀差上、御着到被仰付候事

付り　刻限朝六ッ時より五ッ時迄の事

右の通被仰付候付及触候事

十二月

（慶応四辰正月）

今九日・桂太郎京師より帰国報知有之、此御方薩土両藩一同兼て伏見鳥羽両駅御守衛被仰付置候処、徳川兵不待朝命、過ル三日押て致入京候ニ付、両藩申合せ及応接候所、一旦引取無間、大兵引連致乱入候ニ付、不得止及防戦候然ル所背王命ものは速ニ可誅鋤の段・従朝庭（ママ）御沙汰有之、既ニ仁和寺宮様為征伐将軍、御進発相成候次第ニ就ては、此余海内如何躰の変乱ニ可立到も難斗ニ付、王城御守衛は勿論四境の兵備等、猶更手堅被仰付候条、兼て御布告の旨を相守り、孰も実地の覚悟相定、何分の御指揮相待可申候事

付り　軍服の儀は洋服仕立ニ被仰付候間、急速仕調可有之候事

別紙の通り従公儀御触有之候ニ付、旦那様御事、何時御出馬可被為在哉も難斗ニ付、先達て被仰出候通り、御家来中銘々不覚悟無之様可被相心得候事

右の通り御触有之候ニ付及触候事

辰ノ正月

＊誅鋤　悪者をころしつくす

（慶応四辰正月）

父母の忌は兼て御沙汰の趣も有之候え共、

【205頁】

上国の形勢相迫り候ニ付ては、届出而已ニ
て都而の忌中、血忌とも被成御免候事
右の通り従公儀御触有之候ニ付及触候事
辰正月

＊忌中　喪に服している日
＊血忌　出産した時に夫が身の穢れを払う

（慶応四辰二月）

旦那様御事備後尾ノ道迄御陸行、同所より
御乗船ニ相成り過ル二日同港御出船、其翌
三日摂海御着船、同所より御揚陸、夫より
順々御進行過ル七日御入京、直様御供ニて
惣裁有栖川宮様え御参殿、夕七ッ時御本陣
六条西本願寺被遊御着陣、此御方御陣営同所
下間大蔵卿御屋布（やしき）え被為入輿、御機嫌克被
遊御座候段、昨夜御到来有之候就ては御
家来中え相知せ被仰付候ニ付及触候事

付り　本文ニ付、上々様御付々え御歓可被
申上候　尚御旅中えも例の通り披露状を
以御歓可被申上候事

辰二月十七日

右御到来有之候付、御歓申上候との儀ニ付
例ノ通り、非役半間中より御歓の披露状差
出し、半間中えも即刻及廻達候事

披露状案文

一筆致啓達候、今般旦那様御事、海陸
益御機嫌克、過ル七日京師被遊御着候
段御到来承之、恐悦至極奉存候依之
御歓為可申上如此御座候条御序の節、
宜様御取成頼存候　恐惶謹言

二月廿日

宅野太郎　判
増野和助　判

＊尾ノ道　鞆ノ浦に長州藩本陣があり、七

【206頁】

卿落ち宿所ともなった（中村家）
＊下間大蔵卿　西本願寺家老八家の一

（慶応四辰二月）

早春、於上国変動後は何となく人気相弛ミ
候哉ニ相見候処、敵兵一旦敗走といへとも
窮寇の儀、此往き如何様の妄挙相謀り候哉
も難斗事ニ付、益官軍の御武威御更張は
今日御急務の折柄、御留守中殊更偸安遊惰
に打過候ては不相済事ニ候条、御家来中末
々至ル迄、先般御直書附を以被仰聞候通り、
弥以興起文武の稽古相励、実地応変の覚悟
肝要ニ候　自然当時勢不勘弁因循ニ打過候
向も於有之は、御詮儀の上乍御心外、屹度
可被及御沙汰候事
辰ノ二月廿三日

＊人気　気風、人間の意気
＊不勘弁　わきまえなく

（慶応四辰二月）

豊石地の儀は、一昨年来御行懸りより御世
話ニ相成来り候処、王政御復古今日ニ至り、
候ては、別而御私有被為成候訳ニ無之ニ付
朝廷え被差上度御願出相成候処、今般左の
通り太政官代ニおゐて、正親町少将殿え被
仰渡候条、此段為心得達し被仰付候事

御名
此度、以家老申出候豊石両地、返上候旨趣
被聞召候　右両地の儀は、追而御分別可被
仰出候え共、当分の所其藩え御預ケ相成候
間、是迄の通り処置可有之候事
右の通り従公儀御触有之候付及触候事
辰ノ二月廿三日

【207頁】
（慶応四辰二月）

品定

一諸士中、男女衣服上着下着裏表共ニ可為木綿候事

付り婚礼の節新婦の衣類、尋常の通り可為キ事

付り無給の御家人、御中間分、町浦地方役人已下、鳶色、桭榔子惣て目立候染色被差留候尤妻女の儀ハ不苦候事

付り諸士中、召遣の男女同断

一帷子、半晒下直の晒迄は被差免候女中帷子、縫模様・縫紋・鹿の子類其外高直の染、一向被差留候尤帷子・単物・襟裏・袖裏等の儀は、不目立、日野紬已下被差免候事

付り無給御家人已下の儀ハ、地布ニ相限り候事

付り諸士中、召遣の男女同断

一上下横麻自紋の分は勿論、是迄拝領の分持合せ有之候共、着用被差留候事

一羽織・袴、表裏共ニ勿論木綿可為、夏袴糸入類被差留候事

付り拝領の分たり共、御法度の品着用被差留候尤法躰の銘々は御紋付の御羽織其儘着用仕候儀不苦候事

一諸士中、男女帯の儀ハ縮緬・羽二重・呉良・琥珀已下の類、於御領内被差免候事

付り抱帯類同断

付り於萩は、公儀付出被仰付候人数の外は、可為日野紬候事

付り家業人男女、帯糸入縞横紬の類被差免候事

付り無給御家人、御中間分、町浦地方役人已下の男女、可為木綿候事

付り諸士中、召仕の男女同断

一諸士中、男女両羽織襟装束、錦紗・天鵞絨、被差留候事

付り無給御家人、御中間分、町浦地方役人已下の男女両羽織襟装束、絹類一向被差留候事

【208頁】

一七拾歳已上隠居の男女、日野紬の肌着壱ッ、於御領内は被差免候事

一男女子共三歳迄は、上着下着共糸入縞・帯襟・袖・紐等、日野紬已下被差免候放シ已後ハ大人同様の事

付り百十日社参の節、産着の儀ハ日野紬已下着用不苦候事

付り家業人の儀は、三歳未満の小児と候ても惣て可為木綿、尤紐の儀は日野紬已下相用ひ候儀は不苦候事

付り無給御家人、御中間分、町浦地方役人已下三歳未満と候ても絹類一向ニ彼差留候事

一外国の綿布、男女衣服ニ相用候儀、諸士其外一統被差免候尤紅染、紫染等ニて目立候染色の儀は被差留候事

一覆面紬頭巾素より御法度の儀ニ付、右の外惣て面躰を隠し候類、弥以被差留候事

一諸士中、日傘一切御制禁の事尤諸士中の女儀并三歳未満の小児、僧尼の儀制外の事

付り家業人、知行持ニ限り、妻女并三歳未満の小児の儀ハ、相用候儀ハ不苦候事

一櫛・竿は木類、水牛ニ限るべし、尤唐木白張・錺り無之日傘類并蒔絵・彫物一向被差留候事

一髪差の儀ハ可為水牛已下、尤壱本ニ限り候事

付り家業人已下、白木、塗木等の櫛・竿可為候事

一女の髪錺り絹類一向被差留候事

一諸士中、塗木履一向ニ被差留候事

【209頁】

付り　諸士中の女儀并三歳未満の小児、僧尼の儀は制外の事

一入家・婚礼并仏事其外有限案内の饗応客凡四、五人ニ限り菜数一汁二香物、酒三べん、吸物一種可為候事

付り　他所客同断　仏事の節酒差出候儀堅く被差留候事

一歳暮（としくれ）其外音信僧（贈）答の勤合、親子兄弟聟舅、本家末家契約間、其外ニても厚キ由緒有之間柄は、似合の致取遣候儀は不苦候尤右の内迚も、可成程は省略可有之候事

一医家并旦那の寺社え謝物同断

一礼銭香典の儀は、親類其外ニても是迄の通り取遣被差免候　尤百疋已下身分相応を以取遣可仕候　其余過分の事ニ候時は布（却）而実義を失ひ、風俗を乱し候基ニ候条、其心得肝要候事

一法事備物着掛り并師弟、本家末家契約、由緒有之家へ迄被差免候　右の聞柄ニても可成程は省略可有之候事

付り　右備物、親子夫婦は□（僧経カ）□其余線香、木実等手軽品可被相備候事

一寺社勧化御制禁の事ニ候、仮令志願有之候者の施物たりとも、御時節柄ニ応し、身代相応の差別可有之候事

一当御時節柄御家来中、町浦地方共新作事被差留候　尤火用心として存立候歟、又は無拠趣有之分は差図を以申出候ハヾ、御詮儀上被差免候　修甫被繕候ても物数寄ニの付て、公儀は用捨可有之候然共御領内の儀は御国境修甫怠り不人往還繁所柄通ニ共候へは、小破は常々心配肝要の事其外見苦敷無之様、前門の

一染物其外万（よろず）買調物可相成程は、於御領分相調、他国他所より被買求間敷候　然時は自分御領分繁昌の基ニ候条、其心得可

【210頁】

有之候事

付り　染物其外万売物類、色、品、直段不相応於有之は被及御沙汰、紺屋店主等迷惑被仰付候事

右の通り平常の衣服品定の儀は、是迄追々厳重に被仰出総て綿服の御法、当今の勢迚も弥以相違無之候処、近来間々不心得時の者候ハ、相聞候如何の事ニ候依之儀此度又候厳重ニ被仰出、於御目付方屹度詮方ニ付候条、手向等の潤沢ニ任せ不相仰付候間敷候勝仮令御宥免品たりとも、応儀の被仰付候儀有之

大小□（礼カ）式ハ頭人手附の曲（くせ）も有之儀ニ候へ共、衣類は不及申、履物、髪型等ニ至迄、相互ニ身通り夫々相考、謙退用捨の心得肝要可為ニ候　且又当時平日迚も胴服・小袴・割羽日木織等着用被仰付候へ共、平日の儀は、勿論日野綿等尤割羽織の裏并懸襟等ハ不苦候事

付り　胴着・小袴の義ハ、平常の服と違い是迄所持の部も候儀は、諸士中ニ限り被差免候　尤呉紹服の儀は、諸士其外一統被差免候事

一諸士中軍装の儀は、今般従公儀被仰出の前を以、於御内輪も諸士中羅紗已下の品ニて、洋服同様の仕立着用被仰付候事

付り　家業人已下の儀は、呉紹服已下の品ニて同様の仕立着用被仰付候事

付り　仕調半途、中出張の節は、是迄持合せの服相用ひ候儀ハ、勝手次第ニ被仰付候事

辰ノ二月廿七日

【211頁】

＊呉良　呉紹服連の略
＊天鵞絨（ポ）veludo（スペ）velludo（イ）velvet
＊袖頭巾（御高祖頭巾）　主として婦人の防寒用
＊白張（しらはり）　白紙で張って油をひかぬもの
＊唐木　南洋および南アジヤ産の硬木など
＊入家　紫檀・黒檀・鉄刀木・チーク等家の制度を前提とした旧制度で、入籍或者が或既存の家に入ること、
＊物数寄（奇）（好の当字）　風流の道などを好むこと、茶の湯など
＊身通り　身分相応
＊謙退　へりくだりしりぞくこと

（慶応四辰二月）

覚

一酒・酢・醤油并油・塩噌代
一大工・木挽其外諸職人并日雇賃金
一炭薪代
一鍛冶屋金物代
一店売小々の品物
右当節米価下落ニ付て御詮儀の趣有之、
今是迄の直段より弐割下ニ被仰付候条、
廿七日より先ッ割合を以、可令売買候事
辰ノ二月廿七日

別紙の通り地方町浦え対シ被仰出候条、為心得内意相達シ候事
辰ノ二月廿七日

＊塩噌（えんそ）（塩酢）　味噌の異名

【212頁】

（慶応四辰三月）

今般諸稽古の儀、此内政府よりも御趣意一統布告被仰付候ニ就て、事新敷不能申候ては、先在須佐御家来中、兼て被仰出候年令の部ハ、来ル七日より十五日の間、剣法・銃隊日稽古被仰付候へ共、尤御詮儀の趣も有之、朝入込ハ不被仰付候ッ時より稽古場出勤可有之、万一病気障り御目代方へ達シ被仰付候事

一館中入塾の書生たり共、成丈課業差繰を以出勤可有之候事
一近来撃剣即相衰へ候処、士分は勿論末々たり共兼て帯刀被差免候部は、其術嗜無之本刀ニは臨場不覚ニ候ては、当時勢先剣銃専務と相見候ニ付、銘々其心得を以、両技手錬勉強可有之候事
一持合せ剣術稽古道具及破損居候は、早々取繕持参可有之、尤竹刀竹・先皮等ニ差添の部は、引受頭取方迄可被申出候事
一無給御家人、其外農町兵出勤の部は、昼飯被立下候事
一廿九日、是迄足シ稽古日ニ被相定置候処御詮儀の趣有之、已来剣法定日ニ被仰付候事
一在住の面々、是迄於須佐稽古定日は勿論其余たり共日稽古中執業相調候間、心懸次第可被罷出候事
右の通半間々々不洩様無遅滞可有通達候事
辰三月朔日

右写取、入御披見候て早々御順達の上、各間え被差返可被下候已上
三月朔日白八ッ時仕出
稽古場惣督
俣賀多禄・増野弥一郎

【213頁】

（慶応四辰三月）

熊毛宰判室積村庄屋
山本吉之助存内　畔頭　又右衛門
組百姓　豊吉

一年令十八、九歳位
一顔細キ方
一眼すると方
一中背ニシテやせたる方
一髪毛まげ短キ方
一耕立縞（たてじま）古キ袷筒袖下ニ白キ立縞単物帯すこぎ

右の者事御咎の趣有之、両眉剃落の上山口仕役被召仕候処、先月廿七日令脱走候ニ付、兼て御沙汰の趣を以見当り次第召捕、政事堂又ハ其所の御代官所等へ、届出候様被仰付候事

右の通従公儀御振触有之候付及触候事

辰三月十五日

右写取入御披見候て御順達の上各間へ被差返可被下候　已上

三月十五日　俣賀多禄・増野弥一郎

＊存内（ぞんじうち）　庄屋の支配管内を示す用語
＊すこぎ　へこおび

（慶応四辰三月）

吉川監物様御家筋の儀、依御願格別の思召を以向後可為末家旨、従朝廷被仰出候事

辰三月

（慶応四辰三月）

先年御国内紛擾の砌、御常典相崩、猥りニ他所婦人相抱え入候もの有之候処、向後不心得のもの有之候節は、御常典通り被仰付

【214頁】

候事

辰ノ三月

（慶応四辰三月）

前大津才判
三隅宿
深川宿
俵山宿
地吉宿
渋木宿

右宿方難渋の趣、無余儀事ニ相聞候御詮儀の上、当辰ノ年より往キ三ケ年ニ付御定賃銭三倍増、雇人馬雇ひ根賃銭倍増ニ間、継御立被仰付候事

辰ノ三月

＊地吉宿（ぢよしじゅく）　昭和二九年豊田湖により水没した付近

（慶応四辰三月）

脱走の者御咎方の儀ニ付ては、去ル子ノ年厳重御沙汰の趣もの有之候処、今以間々不心得者有之、御国法相乱、御紀律不相背者相立、心得違無之様、猶又手堅御内咎可被仰付候事

辰ノ三月

慶応四辰ノ四月八日

旦那様御事、於京都御若殿様より段御到来の思召・

月番　大谷小源治・増野太兵衛

【215頁】

＊出格の　破格の

（慶応四辰四月）

一銅銭の儀、当時各国相場御斟酌の上、自今一文を以て鐚銭六文ニ通用被仰付候事

右は是迄其仰当を得さるを以、動すれは奸商共、異邦え輸出致シ候儀も有之、依之速ニ海内え布告被仰付候事

大政官

右の通従朝廷、被仰出候事

一旧文銭の儀、御国中斗り通用、先唯今の通八文銭遣ひ被仰付候事

右の通従公儀、御触有之候ニ付及触候事

辰ノ四月

（慶応四展四月）

外国御応接の儀は、上代崇神・仲哀御両親（朝）の比より年を逐て盛に成来り、遠邇（いまだひらけず）の各国或帰化貢献し有之、唐国亦とに使節相往来し、国は居留し其交際も常ニ遅羅と自ら親く候

此時に当り船艦の利、未開ケ、此故三韓・唐国と西洋各国の事ハ暫く差置、印度・地方猶明確なら、然ルには近代に至り、ハ万方民所知の如く、船艦の利、航海術て、其妙を窮め、万軍（里）、の波濤比隣の如く相成候えの時、幕府の失指（措）とは乍申、皇主の政府にお妄条ゐ目て誓約有之候事ハ、時の得失に至りよりて其海朝廷ニ不は動可被改之候事ハ、太躰ニ失ニ不得外廷ニ各ニ是事信義更て相成幕ニを事被有之候府失変万国普通共、公法に日本相於国是改候革候ニ止

相せ既定らせ先置れら般候御条実布約令を被以為在御候上親は御

取結相成幕府成候

【216頁】

皇国固有之、御国体と万国不公法ニ得を止御斟酌の上、自公使入京（参）朝被仰付候

元来膺懲の挙は万国共例る不少曲直依て道理を講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

皇国固有之、御国体と万国不公法ニ得を止御斟酌の上、自公使入京（参）朝被仰付候

元来膺懲の挙は万国共例る不少曲直依て道理を講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

広事酌皇くニ御国百候採固官　用メ諸依ニ有相之、候越前宰相成候御ハ国交際の実以、体を下、と新建是万く白又国襄の不のせ旨被公ら趣為法れニ得を、基止御今き候斟、

身を以大任を負□（荷）し非常多難の時に逢候上

聞は大王事往事事、、、今深く思慮を加定、天下海外の公論を及奏

身を以大任を負□（荷）し非常多難の時に逢候上

聞は大王事往事事、、、今深く思慮を加定、天下海外の公論を及奏

般公使入京（参）朝被仰付候

元来膺懲の挙は万国共例る不少曲直依て道理を講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

般公使入京（参）朝被仰付候

元来膺懲の挙は万国共例る不少曲直依て道理を講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

くニ万於は皇共例るは般公使入京（参）朝被仰付候

元来膺懲の挙は万国共例る不少曲直依て道理を講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

総付機幕幕国、不共万土不入京（参）朝被仰付候

元来膺懲の挙は万国共例る不少曲直依て道理を講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

裁、従府府と和少其土曲不入京（参）朝被仰付候

元来膺懲の挙は万国共例る不少曲直依て道理を講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

始今朝取え各親、直朽京（参）朝被仰付候

元来膺懲の挙は万国共例る不少曲直依て道理を講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

当や廷扱御国の付直朽京（参）朝被仰付候

元来膺懲の挙は万国共例る不少曲直依て道理を講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

職御御来委と事てにの依公使入京（参）朝被仰付候

元来膺懲の挙は万国共例る不少曲直依て道理を講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

責初取り任のはは攻て道理を講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

に政扱候の和於先守、に講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

有の可　儀親先守、に講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

之御相然ニ爰朝の各し講和親を仮令勿論止師相起候其節付、

候時成ル付ニ既覚国て、和親を仮令勿論止師相起候其節付、

、は処、相開悟不仮令和親を仮令勿論止師相起候其節付、

何惣、此諸始港勿得令和親を仮令勿論止師相起候其節付、

分て元度事り被論止師相起候其節付、

某のよ王交候差の師相起候其節付、

等事り政際処許事起候其節付、

不件の一の、候ニ候其節付、

肖は御新儀其ニ付、

の全事、、節付、

をしキ度既王大聞は身を以大任を負□（荷）し非常多難の時に逢候上

奉、、、往事事、、、今深く思慮を加定、天下海外の公論を及奏

辰慰天従只将ニ有今深く思慮を加定、天下海外の公論を及奏

二、下前急来勤之般く大任を負□（荷）し非常多難の時に逢候上

月上富の務を方候の恐事懼を加定、天下海外の公論を及奏

十下岳弊ト不しえ事懼共且思慮を加定、天下海外の公論を及奏

七挙の習ス論、共且思慮を加定、天下海外の公論を及奏

日て安をル、万、国内を未加定、天下海外の公論を及奏

被此き脱所無国普天率濱を始脇心外の公論を及奏

仰御にし、忌交際（詳）を始脇心外の公論を及奏

出旨置、時憚勢（詳）を始脇心外の公論を及奏

候趣、聖勢（詳）を始脇心外の公論を及奏

事可列徳に応論め、極、諫万力国交を及奏

奉聖を応論め、極、諫万力国交を及奏

謹在万し極、諫万力国交を及奏

承天国活諫万力国交を及奏

候、ニ眼有機、共際及奏

事神光を之悉、共際及奏

霊耀開　くニの奏

太政官代

三職

今可事御被付先

度相ニ出為て般

御達付輦在は外

一被、被候万国

新仰各為　国御

の出国在然普交

折候公候ル通際

柄事使ニ処次の

、　急付此第儀、

外　ニて度を、

国　参は御以叡

と　朝、親各慮

御　被御征国の

交　仰条被公旨

際　付目仰使被

も　候も出等仰

追　　無、御出

々　此之不取候

被　段御日扱

【217頁】

為在候儀、付ては指て為融通、洋銀壱枚ニ付三歩の当りを以、無差支、交遣ひ可致旨被仰出候間、銘々無疑念可致通用候事

右の通り従辰二月公儀御触有之候付及触候事

辰四月

＊外国応接の儀については、文章の意味不明の所もあり、後述の「余滴」欄に『新聞集成・明治編年史』十四頁より転載した。併読せられたい。

＊遠邇　遠い近い

＊越前宰相　福井藩主松平春嶽

＊普天率濱（普天下率土濱）　陸地のあらん限りの意、天下総裁・議定・参与をいう

＊三職

（慶応四辰四月）

当嶋才判佐々並村百姓佐助

一年令三十歳位

一背中肉中背

一顔丸く色白キ方

一鼻・口・髪毛常躰

一浅黄ニ紺ノ竪縞古袷壱枚

一古茶と紺ノ壱枚立縞半服壱枚

一黄色古帯

一白色股引

一浅黄地伴合羽

一引廻し古

右着用

一紺ノ古風呂敷包壱ッ

右所持

山口整武隊竹内庄蔵儀、過ル五日三田尻より通行、宮市宿人夫市五郎と申者、荷

【218頁】

物送り立候処俄ニ病気ニ付、鯖山垰ニ行ゐ

節て右佐助相雇候ニ庄蔵儀、通

タ者右荷物見受申付、人夫

ス者も居合不候ニ付、・

ト・弾薬共相添六挺取調後

ル居合分青茶込ヒ

ケ共之羽色ス

ッ有之分壱フ

ト之相壱枚ラ

ル相添居共ン

壱・共入ケ

挺・組ッ

人・定鼠壱

夫の

枚ニ色フ所ラ々・検弾薬合不申ニ付取其後ニ

見て盗取届出次第奔様召捕仰付候事堂

当盗取届出次第奔様召捕仰付候事堂

右の通辰四月従公儀御触有之候ニ付及触候事

右写取入御披見候間、御順達の上各間へ

差返可被下候

四月廿一日

大谷小源治・増野太兵衛

＊地伴合羽（襦袢）（ポ）gibao　肌着（ポ）kapa　羅紗・綿布・桐油紙などで作るが、木綿のを引回しという

＊宮市宿　現、防府市内

＊鯖山垰　三田尻から山口へ行く途中国道262号線、今佐波山トンネルとなっている

＊柊　中国自動車道山口IC付近の部落

＊ピストル　（英）pistol

＊タス弾薬筐

＊フランケット　（英）blanket　毛布

【219頁】

（以下四月付五件、手紙用紙に書いてあり通達日は閏四月となっている）

（慶応四辰閏四月）

鷹司淳丸様
壬生胤丸様

右御方々様、文武御修業とシテ御滞嶋被成候ニ付、御途中其外ニ於て御非礼の儀無之様、下々ゑも手堅沙汰被仰付候事

右の通り組支配中へも内意可被相触候事

辰ノ四月

一御切手覚

但当嶋才壱通

米三石八斗藤太名前の分

塩屋町の人塩屋忠兵衛

右の者、反（判カ）合所持居候所、於家内紛失、種々相尋候ゑ共相知不申ニ付、調替の儀願出候依之過料被召上、御了簡を以調替被仰付候ニ付、最前の御切手通用被差留候条、若拾ひ候歟、見当り候者有之候ハ、早速支配可申出候事

辰四月

今般御一新ニ付、五街道筋宿々并脇道筋宿々共継、馬備方共、向後都而道中筋相掛り候御用向人自今以後於当御役所支配申付候間、其旨相心得、追而被仰出候儀可有之候ニ付、宿・助郷共申合、不取締無之様可相

□（達カ）候事

右の趣、向々（むきむき）へ可触知（ふれしらすべく）もの也

辰ノ四月朔日

京都宿駅
御役処御印

【220頁】

城州山崎より摂州西ノ宮迄夫より西国筋往還宿脇街道共

右宿駅問屋年寄

近来物価沸騰致シ、宿村共及困究候段被聞召、人馬賃銭当辰ノ四月より来ル巳四月迄一ケ年の間、当時割増を除キ、前ニノ定め有之候人馬元賃銭の上、六倍五割増銭被下候間、心掛以後被右の趣、今依之宿村困究御達立直し有之候様可被相触候事

京都宿駅
御役処御印

仰付候通り、賃銭請取人馬無遅滞、可継（つぐべく）も

但触手の趣、面々ニおゐて間屋場へ張出し可置候事

右の通り宿駅問屋年寄

城州山崎より摂州西ノ宮迄（摂）夫より西国筋往還脇街道共

右の通り宿々へ賃銭増の儀、京師より宿々へ可被相触候事

御沙汰相成り候ニ付、為心得組支配中へ可

右の通り閏四月公儀御触有之候ニ付及触候事

辰ノ四月

＊滞嶋は当嶋宰判管内の意味力

＊切手は手形

＊五街道宿々「余滴」に詳述する

＊城州・山城国・摂津国・接州

＊張出し張は貼るの意

貼出し

【221頁】

（慶応四辰閏四月）

諸兵、軍装え肩印被仰付置候所、廃止被仰
付、向後右のえ袖白ノ輪を付、袖印ニ被仰
付候事
但袖口より曲尺ニて弐寸上り白キ輪、
曲尺壱寸五歩幅ニ被仰付候事
一大隊旗、白地ニ赤の御紋付ニ被仰付候事
一御本陣フラフニ限り上下白、中赤ニ黒の
御紋付ニ被仰付候事

＊曲尺　曲尺一尺は0.30303m
＊フラフ　（オ）vlag　（英）flag　旗

（慶応四辰閏四月）

今般御親征の折柄、若殿様議定の御職とも
被為蒙、其以前より兵隊追々御操出（くりだし）ニも相
成り居候処、関東の模様如何可立至哉、未
た不相分、恐多も深被為悩宸襟、若殿様ニ
おゐても日夜御苦慮の程、御家来中ハ素よ
り末々ニ至迄奉恐察、且先鋒の面々数百里
懸軍苦戦の兵事等致推考、銘々の者と艱難
ニ寄セ、軍用専務ニ相心掛ケ、質素省費ハ
勿論遊惰放逸ニ打過キ候様の儀、一切有之
間敷候処、末々時形不弁向も有之哉ニて、
所詮従来の旧弊捨兼、男女縁組を始め分限
ニ応し、品定等被仰付置候儀も、今以驕奢
の風習不相改、養子嫁入の荷物其外花美を
好ミ、財を無容（用）ニ費し、或は平生遊惰ニ耽
り、酒宴ニ於ては三味線等颯々敷取用（とりもちい）候始、
末も不少様相聞、間近キ御沙汰筋も不相守、
下ニ至ては殊更御制度を乱し、御法を軽蔑
し参り候仕方、自然と増長し、終ニ朝庭（ママ）向
此の御場合を不憚次第ニて、上え奉対臣子
の分何共不相済、尚又御政道筋厳重ニ被仰
付候方可有之候え共、其内官軍凱旋海内平
生の部ニ至ル迄ハ、女工の余暇たり共、三

【222頁】

味線等の音曲用捨セしめ、無益の費を省キ
御軍用を専し、厳粛ニシテ人気不相弛様、
可慎段肝要の事ニ候　向後ニおゐても万一
不心得の儀於洩聞は、御取紏の上重キ御咎
可被仰付候事
辰四月

別紙

公儀より御沙汰相成り候ニ付、於御内輪も
御家来中并末々ニ至迄、三味線等の音曲用
捨セしめ、御趣意筋厳重相守候様被仰付候
事

右の通り御目附中えも被仰聞候ニ付、向々
え内意被仰付候事
閏四月

頃日払（札）銀和市狂共、諸所混雑の次第も有之
哉ニ相聞候ニ付、御詮儀の上於御内輪は、
是迄の通リ壱匁ニ付九拾文、銅銭の儀は先
達て被仰出候通り、六文遣とシテ銀壱匁ニ
付十五文の取遣被仰付（候）条、心得違ひ
有之間布（まじく）候事
右の通り地方町浦へ対し、沙汰被仰付候ニ
付、御家来中へも内意相達し候事
閏四月

前書の通り半間中へ相達し候様との儀ニ付
写、入御披見候間、向々被成御順達、廻り
詰より各間へ被差返可被下候　右為其及廻
達候事
以上
閏月五日
次第不同
宅野太郎・増野和助

＊札銀（藩札）　萩藩は銀経済であったため
銀札を発行した

【223頁】
（慶応四辰閏四月廿一日）

旦那様御事、若殿様御供ニて過ル十八日御
帰山、翌十九日御屋形御出伺の上、御首尾
能御帰邑御暇被為蒙仰、廿日卯ノ刻山口御
出立、同日申ノ半刻萩御川屋敷御着、今廿
一日御用済次第萩御出立、宇田御泊ニて、
明廿二日正六ッ時同所御出足ニて、被遊御
帰邑候段御到来有之候　依之御家来中并町
浦兼て御案内申上来り候者、例の通り御道
口罷出、御迎申上候様被仰付候事

付り　御家来中の儀ハ、御帰座の上御殿罷
出、旦那様其外上々様方御付々迄、御歓
申上候様被仰付候事

閏四月廿一日

以廻文致啓達候然は前書の通り半間中え
相達候様との儀ニ付及廻達、入御披見早々
御順達の上各間被差返可被下候　以上

付り　差急き儀ニ付両通ニシテ差廻し候
御披見の時刻、御肩書被成被差廻可被下
候　以上

閏四月廿一日白九ッ時出ス
宅野太郎・増野和助

＊宇田　現、阿武郡阿武町宇田本陣金子方（今、酒店）
＊御披見の時刻御肩書　肩は肩カ
公用の廻文など中継、到着の時刻を書き記す書状でこれを「時付(ときづけ)の之書状」という

（慶応四辰閏四月）

御家来中諸稽古等御引立の儀、追々被仰出
の趣も有之、既ニ新式銃隊ニ付、此内引立
の衆両人爰許被召寄、御難渋の御勝手中不
容易御雑費ニ候え共、数日稽古被仰付弥以
調練可有之筈の処、如何被相心得候哉、其
後稽古場出勤人数日ニ増相衰へ、第一御旨

【224頁】

意甚以失本意候次第、当時勢別而士道弁も
可有之事候　依之御詮儀振有之候条、已来
諸稽古日病気又ハ無拠差添ニ付不勤の銘々
ハ、其時の夫々頭取え厳重ニ可届出候　此
段心得違無之様改て内意申達候事
閏四月

（慶応四辰閏四月）

先達てより札銀和市狂ニ付ては御詮儀の趣
も有之、御領内の儀は九十文の取遣ニ仕候
様沙汰相成候処、近来萩市中其外共百弐十
文の取遣多分の様相聞候え共、九十文和市
ニては禄の筋も可有之ニ付、右和市の儀は
於下勝手次第不都合無之様取遣仕候ても不
苦候　尤最前の御沙汰相成候事ニ付、及内
移候事
閏四月
右の通り地方町浦え及内移候ニ付、御家来
中えも内意相達候事
閏四月

（慶応四辰閏四月）

殿様、近来御頭冷ニ付為御保養、御惣髪被
成度旨朝廷え被仰出候処、御願の通被仰出
候　此段右の通組支配中えも可被相触候事

（慶応四辰閏四月）

聖業御証恩の上は万姓各得其所候様、深く
御仁恤被為在、凡百の宿弊尽以御一詰の御
趣旨ニ付、五畿七道其他諸道筋通行の節、
是迄幕吏等の如き・悪業有之候ては決て不相
済事ニ付、爾来宮堂上方諸侯及小吏陪臣等
致往来候節、随従の者共下部ニ至候迄、万
一威権ケ間敷、又は賄賂等貧り総て不法の
振舞有之候ハ、、早速其筋裁判所又は其向
々の役処え可訴出、若隠し置後日於相顕は

【225頁】

乞度曲事可申付者也
右従朝廷被仰出候ニ付、下々ニ至迄心得違無之様手堅沙汰被仰付候事
右の通組支配中ニ可被相触候事
右の通り従公儀御触有之候ニ付及触候事
辰ノ閏四月

（慶応四辰閏四月）

人馬賃銭組替被仰出候処、萩□（とじこみ）の儀ハ賃銭馬の外持出し対し、人足壱人ニ付銭四文宛、壱疋ニ付八文宛請取の儀、人足三拾六文、馬壱疋ニ付五倍五割増ニ宛請取候処、七拾弐文ニ付、人足三拾六文、馬半方宛請取候様被仰付候事
閏四月

（慶応四辰閏四月）

皇政更始の折柄富国の基礎被為建度、衆議を尽し一時の権法を以金札御製造被仰出、世上一同の困究を救助被遊度思召ニ付、当辰年より来ル辰の年迄拾三ケ年の間、皇国一円通用可有之候
御仕法ハ左の通り相心得可申者也
但通用日限の儀ハ追て沙汰候事
右の通り被仰出候間、末ニ至迄不残様其向々より早々可被相触候事
閏四月

大政官

（慶応四辰五月）

一諸国裁判所始、諸侯の領地農商の者共、拝借等申出候へハ其身元厚薄の見込を以、金高貸渡、産業相立候様可致遣、尤返納の儀は年々相当の元利可差出候事

【226頁】

但遐辺僻陬と（雖）金札取扱向ハ、京摂商賈の振合を以取斗可致候事
一拝金高の内年割上納の札ハ、於会計官截捨可申候事
但正月より七月迄拝借の分ハ、其暮迄ニ（壱）割上納、七月より十二月迄ニ拝借の分ハ、五分割上納可致候事

右の御趣意を以、即今の不融通を御補ひ被為遊度御仁恤の思召候間、心得違ひ有之間敷候尤金札を以貸渡、金札を以返納の御仕法ニ付、引替ハ一切無之候事
閏四月

一右の通り従朝廷被仰出候事
辰五月

＊『新聞集成・明治編年史』五十八頁に「列藩に金札貸下」として六項目あり内二項目が藩より触達されている

（慶応四辰五月）

当津切戸町　木挽渡世
山田屋太蔵事
三十六、七才　源七

一中背人相
一顔平面肉色黒キ
一眼壱通鼻低く肩毛濃く
但同人女房よせ并倅安蔵召連候事
以上

右の者外国人へ手疵（てきず）す為負（おわせ）逃去候付、見当次第早々可申出候事

外国御交際の儀ハ、於朝廷重大の御事件ニ付厳重取調可願出候申出候者ハ褒美□可遣候万一心得違隠置候者ハ可為曲事候
此段早々可相触者也
閏四月

【227頁】

兵庫才判所

右の通り兵庫・大坂才判所へ触達相成候ハ
ヽ、其地御領私領共国々布告被仰付候間、
其旨相心得、召捕候次第、早々兵庫才判所へ
可申出者也
閠四月
太政官

右の通従朝庭（ママ）仰出候ニ付、御国中ニおいて
見当次第召捕、政事堂又ハ処々ニて御代官
所へ届出候様被仰付候事
右の通り従公儀御触有之候ニ付及触候事
辰ノ五月

＊切戸町　神戸市兵庫区に切戸町がある

（慶応四辰五月）

先般銅銭六文通用ニ被仰付候処、其後御国
札和市狂ニて萩市中其外共、銀壱匁ニ付百
弐十文の取遣多分の様相聞へ、御領分九十
文和市の取遣ニてハ、下差添筋可有之ニ付
右和市立の儀は於下勝手次第取遣、依て不
苦通り及内授候処、今以萩表ニても札銀和
市の儀は時々の狂有之、相場相定りも不申候
へ共、銅銭六文通用の儀は海内一統の儀、
札銀の処は先達て被仰出候通り、先九十文
遣ニシテ取遣被仰付、売買物其外店売小々
の品物等と右の当りを以売買被仰付候　向
後於にて下不都合の売買於有之は、屹度可被
及御沙汰候
此段町浦役人えも手堅被仰付候条、不心得
無之様可令取遣候事
辰ノ五月

右の通り地方町浦え対し沙汰被仰付候ニ付
御家来中えも内意相達候事
五月

【228頁】
（慶応四辰五月）

旦那様御事、過ル寅十一月当御役被為蒙仰
候処、当時別而御国家多事の御時節御江勤
方の処、甚無御覚東被思召、其上少々御機
嫌不被遊御勝、且御内輪御所帯必死の御難
渋彼是ニ付、御役御断被仰出候段御演説書
今日山口表迄被差出候　依之御家来中え御
知らせ被仰付との御事ニ付、及触候事

付り　諸士中の儀は御機嫌伺とシテ、御殿
都合人座罷出候様被仰付候事

（慶応四辰五月）

旦那様御事、此内御演説書を以御役御断被
仰出候処、当今の御時節御断立被仰出候て
ハ、布（却）而御不都合ニも可有之由ニて、右御
書面被差下、早々被遊御出山候様ニとの御
事ニ付、此段、御家来へ相移り候様被仰付と
との御事ニ付、及触候事
辰ノ五月

（慶応四辰五月）

旦那様御事、来月二日御発駕ニて、萩通り
被遊御出山候　就てハ、此度の儀ハ、御家来
中御道口御送りニ不及、尤御発駕前日御暇
乞とシテ、御用人坐迄可被罷出候事

付り　御発駕後、御用人座御裏坐罷出、若
旦那様、其外上々様方え御歓可申上候事

辰五月廿日

（慶応四辰六月）

旦那様御事、今般御出山の上、若殿様御前
被召出、此内御演説を以御役御断出相成候
処、御内輪御情実無余儀次第は、委細御聞
届相成候え共、当今御無人の御時節、只今
御差操難被為、被差留候間、御奮発被遂御精
勤候様、殿様被仰置、被遊御上京候間、精々

【229頁】

被遊御心配候様ニ端と御直ニ被為懸仰、御請
御礼遊御仰上付、万端御首尾能被遊御歓候段披露御
触御被付、非役半間中へ及廻達候事
状山口之候ニ御半間中よ り御座の
六月十四日差出、此段御
大谷小源治・増野太兵衛

【230頁】

（慶応四辰八月）

大政御一新ニ付、宇内貨幣の定価御吟味の
上、古今通用金銀銅銭等、別紙の通被仰出
候間、支配末々迄不洩様可被相触者也
慶応四辰閏四月
大政官

覚

一慶長金百両此通貨九百五拾両壱歩弐朱模
一武蔵判同断
一乾字金右同断
一元禄金此通貨四百七拾五両弐歩模
一享保金同六百三拾五両三朱模
一古文字金同九百三拾両壱歩弐朱模
一新字弐分判同五百弐拾八両弐歩弐朱模
一文政金同四百六拾両模
一壱朱金右同断
一草字弐分判同弐百弐拾七両壱分三朱模
一古弐朱金四百四両弐分模
一五両判弐百六拾両三朱模
一保字金三百四拾弐両壱歩弐朱模
一正字判三百九拾六両弐歩壱朱模
此同三百拾七両壱歩模

【231頁】

一安政弐分判同百六拾壱両三朱模
一元禄大判此同壱枚六拾壱両壱分三朱模
一享保大判此同壱枚七拾八両壱分模
右同断
一新大判壱枚此通貨弐拾六両弐歩壱朱模
一宝永濤（なみ）銭是迄通用拾弐文改弐拾四文
一天保百文銭壱枚ニ付四文を以模
一同銅銭是迄通用六文改拾弐文
一天保百文銭壱枚ニ付八文を以模
一文久銅銭是迄通用八文改拾六文
一天保百文銭壱枚ニ付六文を以模
一天保百文銭ハ是迄の通り通用
已上

今般金銭定価の儀、別紙の通り京都より御到来有之候事
右の通り組支配中えも可被相触候事
辰ノ八月

右の通り従公儀御触有之及触候事
*模（かえ）　換また替の意

（慶応四辰八月）

新壱匁ニ付、正銭和市是迄九十文の処、百三拾五文和市ニシテ令取遣候様、萩町方へ対シ御沙汰相成候趣ニ相聞へ候様依之御領内の儀も先右振相を以、令取遣候様被仰付候事
辰ノ八月

右の通り地方町浦へ対シ沙汰被仰付候ニ付

【232頁】

御家来中えも内意相達候事
辰ノ八月

（慶応四辰八月）

札銀和市是迄九拾文の処、百三拾五文ニ令取遣候様此の内沙汰被仰付候依之御領札の儀も右ニ準シ、先百弐拾文和市ニして令取遣候様被仰付候事
辰ノ八月

右の通地方町浦へ対シ沙汰被仰付候ニ付、御家来中へも内意相達候事
辰ノ八月

（慶応四辰八月）

くるみからば（とりか）と号し、子供のもて遊ひ事より間々銭とも取交へ、其扱せしめ候もの有之哉ニ相聞、不宜風俗ニ候向後かゝ等の遊ひ事被差留候条、親ニより手堅可申聞候事若相背ニおゝてハ親共の越度ニ可被仰付候事
右の通組支配共えも可被相触候事
辰ノ八月

右の通従公儀御触有之候ニ付、及触候事

頃日於御内輪も子供達のもて遊ニむくてき等の文流行セしめ候、間々銭相聞ニ如何のセ事ニ依之向後も取扱候趣ニ一向ニ被差留ニ付、万一不心得者越度ニ被仰付候事
辰ノ八月

教導緩の儀ニ付、其父兄たるの者於有之は、右様の遊ひに

穢多宮番の類平人と交り候儀ハ、古来より御大法有之候処、近年紛方緩せに相成候故、間々かく紛事有之候而已なれ／＼敷取披ひらく候者、

【233頁】

も有之哉と相聞、風俗乱れとも可相成甚以如何敷事ニ候向後右様不心得の者有之ニ
おゐてハ、屹度御詮儀可被仰付候事

（慶応四辰八月）

今般貨幣定価御取調の上、丁銀豆板銀の儀、
以後通用停止被仰出候間、是迄銀名を以貸
借有之候向ハ、其取引致候節の年月日の相
場ニ当り候て金銀仕切相改可申候
一旧来の丁銀・豆板銀共所持の者ハ、近日
御改正の新金銭を以、御買揚相成候間、
追々其筋より会計官貨幣司え可申出もの
也

辰ノ五月

右の通当五月九日、従朝廷御沙汰相成候間
不洩様組支配中えも可被相触候事

辰ノ八月

右の通従公儀御触有之候ニ付及触候事

＊くるみからば　山口県文化史年表によれば「明治元年八月一三日近時庶民の風俗紊乱せるをもって、その矯正を令す。特に児童の胡桃かうば（胡桃による賭勝負）…」とある

＊むくてき

【234頁】

（慶応四辰八月か九月頃と推定）

辰の秋分御上納石
其外御米銀根荒目途

一米弐千八百石程
但御売上納の内諸差引共ニ現米
御蔵納引当凡（およそ）
一々千石也
但大坂為替現米の筋ニシテ受方
被仰付の分
以上三千八百石也
右の内
三千八拾六石五斗
但諸米替御上納辻別紙目安の前
六百八拾六石也
但当春御上納石へ対し御借上当霜
月中御返済の分
残り米
弐拾七石五斗
百五拾石程
但御貸米元利共秋須佐米定勤米受
方被仰付の分引当
八拾石程
但南御領分は寅上納の分
拾弐石六斗
但同所御開作御物成上納の分
以上弐百七拾石壱斗
又内
千四百七拾石程
但定払引当
差引不足
千百九拾九石九斗
但右不足の上引付臨時右臨時払

御引当勿論一向無御座候事

【235頁】

御米銀御借上
并利且納荒目安

一金六拾四貫五百目程
一正銀四拾五貫六拾匁
一銀弐百七拾三貫目余
八〇三拾五〆八百七拾匁程
〆
右四筆御古借の分

一正銀百八拾四貫三百弐拾五匁余
右大坂古借の分昨卯霜月仕詰辻
一金三拾貫目此金五百両高
右当春御仰談の節大坂ニて御新借の分
一金三百九拾六貫六拾匁此金六千六百壱拾両余
一銀千五百六拾六貫四百弐拾匁
一米千六百拾五石余
〆
右三筆御新借の分

米千六百拾五石余
金四百九拾貫五百目也
正銀弐百弐拾九貫三百八拾匁余
八〇三拾五貫八百七拾匁
銀千八百三拾九貫四百目余
右の内
米六百八拾六石余
但当春御上納石へ対し御借上当霜月中御返済の分
金弐貫八百目也
正銀壱〆七百六拾匁
八〇壱貫九拾八匁
銀拾貫四百九拾匁
但右四筆御借の分当暮利且納等の金九貫七拾五匁分

【236頁】

銀四百八拾九〆六百八拾匁
但右弐筆御新借へ当ル利且納当十二月仕詰の分
〆

一御家老弐段分ケ
弐拾石
一大組拾五石
一御手廻り拾石
一四組士七石
一御膳夫六石
一御細工人御船頭三固屋御中間五石五斗
但弐拾石四ッ成手取米
但拾五石四ッ成無之銘々
但の儀は是迄の通り
但拾石四ッ成無之銘々
儀は是迄の通り
但七石四ッ成無之銘々の
儀は是迄の通り
但六石四ッ成無之銘々の
儀は是迄の通り
但五石五斗四ッ成無之銘々の儀は是迄の通り
一此度増御馳走被召上候病者・幼少の儀は
残り高石当り五歩宛被召上候事
付り　此度増御馳走米不被召上候病者・幼少の儀は是迄の通り五歩宛被召上候事

一御家来中是迄五拾石己上は手飯米二て、
御番出勤被仰付候行形の処、此度増御馳走被仰出候付、出勤飯米候被立下候事
〆

＊以上日付なし
＊手飯米　手弁当

（慶応四辰八月）

内外新聞第六篇に出たるコロリ予防の法左に記し普く諸人ニしめす

上海ニ滞在の友人より報知

上海にハ此節コレラ病大流行にて死人多し
此勢にてハ我か日本の地へも伝染せんかと
【237頁】
恐怖の至り也全く不養生よりして伝染する
故食禁養生法を左に記し送るものなり
第一我家を掃除して清浄なる事肝要也惣し
て風の通る様にして我体も成丈綺麗にすべ
し若シ病の気ざしあらハ直に腹と足を温め
夜具を着て十分汗を取静ニして　思　ケる
を省くへし禁物第一房事人多く集る所へ立
寄事食禁油ご蒡物熟せざる果物惣て卵を持
たる魚・色青き魚・鰯・鯖・鰹・鯨・鰶・
蛤・蟹・蝦・西瓜・まくハきうり・柿・梨
此等の品は決て食ふべからす且何にても死
して腐りたるものゝ側に立寄事なかれ
戊辰六月
右摺版写
ころり病予防法先達て新聞紙の内摺板に
して広め被置候処猶又此度別紙の通病院
より差出候て為心得相達候事
ころり病を予防の法第一飲食を慎むへし
惣て淡薄滋養の消化し易き物を用ひ油多
き塩漬の肉類を禁止すへし
粘質の品・米・大麦杯ハ菜疏に勝り良とす
果物ハ適宜に喰ふて妨なし飲料に焼酎を冷
水に混合し用ゆへし過分に呑へからす
第二寝冷セぬやふに用心すへし
第三努めて身体を清浄にして居間ね牀室に
新なる空気を通ハすへし居室ハ常に窓戸を
開くをよしとす室内へありて戸を閉れハ酢
を空中に灌て其気を新らしくすへし
第四房事を過すへからす
第五常に身体を安静にすへし夜中ハ殊に然
りとすへし
第六心志を安暢にして流行病を恐怖へから
す
第七訪ことハ用捨すへし人ニよりてハ感染
なきにしもあらす乍去人情訪病も闕へから
【238頁】
さるの礼なれハ先ッ焼酎を一杯用ひて行へ
し
右ハ独逸国の名医第一等の位階安頓と云る
人の著ハセし書物にて彼国紀元千八百五十
二年上板せし所の文なり今其大略を抜て普
く世上に示し民間養生の心得方の一助にも

なれかしと祈るのミ斯る事多き御時節に生
れ出てハ銘々養生第一にして御奉公の志を
遂たき事にあらすや

別紙の通只今於遠近方写取相成候条、差廻
入御披見候以上
七月廿一日
益出雲内
松野陣平

右の通従公儀御触有之候ニ付及触候事
辰八月

＊ふりがなは原文のまま
＊ころり（虎狼痢・古呂利）コレラ　ころりと死ぬ意
を掛けていう。

（慶応四辰八月）

先般銅銭拾弐文通用被仰付候節、於萩表、
札銀壱匁ニ付百三拾五文遣ニ通用の段相聞
候ニ付、御内輪ニおゐても右ニ準シ、一時
の権法を以、御領札壱匁ニ付和市百弐拾文
被仰付置候処、此度御詮儀の上最前の通、
札銀壱匁ニ付九拾文遣ひ、御領札壱匁ニ付
八拾文遣ニ被差戻候　銅銭拾弐文遣ひの儀
ハ勿論従朝廷被仰出候儀ニ候へハ、一統方
向を定め売買物其外店売小々の品物等迄、
右の当りを以取遣被仰付条、向後於に下、
不都合の筋於有之は、屹度可被及御沙汰候
事
辰八月

右の通町浦え対し沙汰被仰付候間、御家来
中えも内意相達候事
辰ノ八月廿三日

【239頁】

（慶応四辰八月）

大鳥渡りの時節ニ付、海辺四ケ村鉄砲外一切
停止被仰付、両田万御免筒被立置候外、猥
ニ鉄砲取悩候儀洩聞候時ハ、一廉御咎可被
仰付候　然上ハ稽古打試打等の間可有之ニ
付、被定置候稽古場の外一向被差留候事
一鹿狩兎狩の儀ハ行形の通り被差免候

右の通相触候条、御家来中は勿論厳重ニ可
被相心得候　地方の儀は前断の通り地下役
人共より無緩せ可令沙汰候事
辰八月

（慶応四辰九月）

口上
松崎社御祭事の節、近来違例の取揃被到候
ニ付何共心外ニ存候　右ニ付無拠諸事古格
え差返シ可致御付合候間、左様可被下候
已上
九月廿二日

大組中
右使、松原宗太郎下人松蔵へ持せ差越、松
永左京妻え渡置候事

＊差越　一定の順序手続きをふまず行う

（慶応四辰九月）

申談の事
一今般非常御仕組被仰出候ニ付ては、来ル
十月朔日より玄関〆切り孰も在住の道理
ニシテ、裏口より往来の事
付り　本門〆切くゞり往来の事

一音信贈答の儀ハ近親たり共差扣、尤親子兄弟ニ限り有限吉凶の節、御国百疋を以取遣可致候事

付り　仏事の節ハ忌掛りニ限り御国百疋を以取遣可申候事

【２４０頁】

一私用の勤合の儀ハ仲帯ニて付合可申候事

一勧化の儀ハ一統相断可申候事

一年廻の儀ハ正忌日の振合を以卒都婆供養ノミ相営可申候事

一寺社勤合の儀ハ御年限中相断可申候事

（同文二枚有り）

（慶応四辰九月）

若殿様、過ル十六日伏見御一泊、同十八日京都御着被遊候事

辰ノ九月

殿様、過ル十八日被為召候ニ付御参内被遊候処、兼左近衛中将叙従三位被宣下の旨被蒙仰候段、今廿五日御到来有之候事

九月廿五日

（慶応四辰九月）

先の業共シも臣撰召、者其急成般通の役テ被に再候日少術務候、り者中一立て入　運く軽候　火組早昭事下も被依の、易処付技支々近成修篤仰之御追難、て一配申御功業志付此目々学器は般中出雇の被の、度途引得械砲のえ候上目仰者闕御も立よ弾術御も様ケ途付、員改難方り薬修軍可被ニ相、砲の正相のしの業制被仰シ立左兵儀被立儀て制方被相付テ候候塾は仰、厚、造の仰触候被者て申御付甚ク砕実儀付候事召ハ三出家、以被心地は候事　仕、ケの来篤御仰膽、諸段候陪年上中志心出心士技御条臣一御其の外候修官第沙、た期賄外者被え業の一汰右志りニと陪相思共候任の相

辰ノ九月

右の通り従公儀御触有之候ニ付及触候事

辰ノ九月

【２４１頁】

（慶応四辰九月）

旦那様御事、御当役中様御闕如の節政事堂御出勤被遊、平日の儀は於学校漢書講習専一ニ可被仰付旨今般被為蒙仰候依之御家来中ニ相移り候様被仰付候事

辰ノ九月

（慶応四辰九月）

徳川知有所持の軍艦脱走行衛不相知段京師より報之候処、当節奥越戦地の模様ニ候て、究迫の余り御国海岸へ急襲の程も難斗ニ付、於引受々々手組申合不覚無之様被仰付ニ候事

右の通り組支配中えも可被相触候事

九月七日

右の通り従公儀御触有之候ニ付及触候事

辰ノ九月

◎軍艦脱走　榎本艦隊八月十九日品川沖脱走仙台へ向かったが鹿島灘沖にて台風にあい行方不明

（慶応四辰九月）

浜崎才判新地年寄
線香屋興兵衛支配
広島屋卯吉
辰蔵

人相書

一年令三十二、三歳位
一色黒方中肉中背
一長方
目顔大きき
其外常躰

一茶竪横縞眉（肩）の通り浅黄縞のはぎ有之袷
一浅黄筒袖の袷裏白もめん
一黒呉絽服の帯
一紺脚絆
【242頁】
右着用
右の者事御咎の趣有之、両眉剃落の上山口
仕役被召仕候処ヽ過ル十六日夜令脱走候ニ
付ヽ兼て御沙汰の趣を以ヽ見当り次第召捕
政事堂又は其所の御代官所等え届出候様被
仰付候事

＊はぎ（接）　つぎはぎ（継接）

（慶応四辰九月）

覚
一御悩借方究印有之宿代証文壱通
但万延元年より借宅中一ヶ月銀三百弐拾
四匁ヽ尤閏月有之年ハ弐拾七匁増ニシテ、
家替当日迄渡方相成候中山三郎左衛門名
前の分
右於金谷渋谷江三郎抱屋敷致住宅候ニ付、
宿代としテ前書の通証文差出置候処ヽ於家
内致紛失候段申出過料被召上候ハ、ヽ簡を
以最前根帳消込被仰付ヽ証文紛失ニ付ては
見当候者有之候ハ、ヽ早速支配方え申出候
様被仰付候事
右の通り組支配中えも可被相触候事
辰八月
右の通り従公儀御触有之候ニ付及触候事
辰九月

＊金谷　萩市金谷カ
＊簡　書類または手紙

（慶応四辰九月）

来ル廿二日、桃林院様御正祭ニ付思召の旨
有之ヽ向後市中御家来中御拝被仰付候条ヽ
麻上下着用ニて当日白九ッ時より七ッ時迄
ニ御殿被罷出、御用人承り合可有御拝候事
辰九月廿一日

＊桃林院殿全牛紹圀　須佐初代元祥
【243頁】
寛永十七年九月廿二日歿

（慶応四辰）十月朔日

一先月番衆より覚書を以願出相成候簾、今
日被懸御免候ニ付、左の通諸半間え相達
し候事

一今般非常御仕組被仰出候ニ付御願申出、
本門并玄関〆切ヽ裏向住居趣在住同様ニ
シテ厳格相用申候　依之御年限中諸勤向
可致御座旨候　就てハ御勤向の処堅致御
断候間ヽ右の趣御序の節御半（間）中え
被仰達可被下候　為其如此御座候　已上
右御手廻りの文案

一今般非常御仕組被仰出候ニ付御願申出、
本門并玄関〆切ヽ裏向住居在住同様ニシ
チ厳格相用申候　依之御年限中諸勤向可
致御座旨ヽ就てハ御勤向の処堅致御断候
間ヽ右の趣御半間中へ御通達候様致御頼
候　已上
右組士えの文案

前書の通り御上書を以、御手廻り并四組月
番迄使を以差越候事

一今般の御年限中諸勤向堅致御断候　為其
使を以得御意候事
右の通使を以差廻候事

口上覚
今般非常御仕組被仰出候ニ付御願申出、本
門并玄関〆切ヽ裏向住居在住同様ニシテ厳
格相用申候　依之御年限中諸御勤向堅致御

断候為其使を以得御意候事

十月

大組中

【244頁】

次第不同

大紹心法浄松戒
蓋寺寺寺寺寺重
光孝蓮永隆院
寺寺寺寺勝摩

（慶応四辰十月）

此合の増ニ乍願仰黙憾嚆先今子会運ニ御
段併御、至不等付止不矢主更時賊速て国
十御宜ニ詮最り本も度、過の等恐ニ猖ニ、家
月名被シ儀早追意不奉当之心赤多伝獗沿就今
成テを不々今得冀春次得心巨承暴革中日
御相以得賊日仕望已第罷不細仕威仕甲の
沙応、止勢迄、候来ニ在徹不りにり子形
汰の臣三窘打内え不御候底能、募、の勢
可出子家蹙過ニ共顧座処と陳何り終秋致
被兵の申の候尽、微候、は述と、ニ京推
下被情合動次力御力　時乍候も東海師遷
候仰実仕静第仕汰、依運申え不征内伏候
付御候承ニ候典出ての、共堪北御見原
已度斟間之御内有兵臣至畢、坐伐一の由
家来中　上奉取、、坐左之の子ら竟甲視不新挙は
懇被何遺候支儀御のサ会子の容の動深
願成卒憾　右ニ沙情ル賊の趣易折後遠
候下格弥頃吾付汰実ハ討挙ハ御柄、の
、外相日、歎被難遺罰、、様、時儀

（他に一枚奉書形式で同文あり）

＊嘱矢　物事のはじめ
＊冀望　ねがい、のぞみ
＊左支右吾　（左を支え右を防ぐ）あちこちくいちがうこと

【245頁】

＊窘蹙　迫り苦しむ
＊三家　福原・国司・益田の三家

（明治元辰十月）

今改号依右も
般之有年可
、号改之号右の
明被通辰
治相り慶ノ
元触従応十
年候朝四公
九事廷年月
月　被可自は大
廿　仰為今是礼
三　出明御迄被
日　候治一吉為
ニ元代凶済
付年一の先
、旨号象例
組被ニ兆の
支仰被随通
配出定ひり
中候候屡被
え事　改為
通
り
従
公
儀
御
触
有
之
候
ニ
付
及
触
候
事

（明治元辰十月）

為殻（少）候御時節、於列藩も我先と産物商法の
買活建運御遊難御実り之時事
入計、輸一御被改以、連の業
、を微の新痛行正御随年御被
御失力業の念届、遺ての費相
奉わのを御候、非憾御水用行
公さ者創政　弥常の家害根候
のるはめ体付以の至来終御処
覚様養或をて窮御ニ中ニ請、
悟余蚕は奉は乏省被も今物近
を力其商戴北ニ略思困日ニ年
致を外社し海差被食究切数の
し以存と、の迫仰候の迫倍形
、小附結有僻り出　趣のの勢
仮銃のひ志邑可、猶は御御御
初一産盛のと申御又被疲払軍
ニ挺業大者雖哉救当聞弊出務
もニをのはもと助度食ニシ其
管て務功商前深迚諸届立、外
見も、を法段被も廉、至加臨
候拝柄方
様借、今
御金富気
布を施運
令以のニ
有精基随
之々礎沿
、産被革
且物為の
商等建秋
法取度、
司建、殊
知、於更
事其朝軍
の国廷務
官益も多
員を列端
も引藩の
被起え折

固陋の説を唱へず、普通の公法ニ随ひ赤心報国の心得肝要候　此段内意被仰付候事

【246頁】付り　商法の規則、産業の物々等、産物局へ御買入の仕法にて、追而布告可被仰付候事

辰ノ十月

## （明治元辰）十月廿三日

一今般、御旧姓被為復候段御知せ被仰付候ニ付、例の通り非役半間中より御歓の披露状差出候事

文案

一筆致啓達候

一段御願出相成候

一思召様被仰渡候段御到来承依之、御満悦可被申候

一恐悦至極ニ奉存候

一恐惶謹言

一存上候如此御座候条、御序の節宜様御歓取成可申頼

一都合人座当ル

付り　若旦那様えの文案都合是迄行形もの有之事ニ候へ共、当時御本人様の儀ニ付旦那様・御奥様・仙院様・寿光院様・新熊様諸ハ他行の者より披露状文案の儀ハ扣第六巻の例を以差出候事

一十月廿九日

一先月番大谷小源次於宅集会の節、一決相成候ニ付、左の通り覚書を以願出候事

文案

一覚

一近来諸色高直ニて一統相込り候上、当秋御仕法被仰出、猶又差閊の廉不少、就ては此内被仰出候通り内産業仕度覚悟ニ奉存候ニ付、此段内意被仰付候事

【247頁】付り　商法の規則、産業の物々等、産物局へ御買入の仕法にて、追而布告可被仰付候事

辰ノ十月

## （明治元辰）十月廿三日

一今般、御旧姓被為復候段御知せ被仰付候ニ付、例の通り非役半間中より御歓の披露状差出候事

文案

一筆致啓達候

一段御願出相成候

一思召様被仰渡候段御到来承依之、御満悦可被申候

一恐悦至極ニ奉存候

一恐惶謹言

一存上候如此御座候条、御序の節宜様御歓取成可申頼

一都合人座当ル

付り　若旦那様えの文案都合是迄行形もの有之事ニ候へ共、当時御本人様の儀ニ付旦那様・御奥様・仙院様・寿光院様・新熊様諸ハ他行の者より披露状文案の儀ハ扣第六巻の例を以差出候事

一十月廿九日

一先月番大谷小源次於宅集会の節、一決相成候ニ付、左の通り覚書を以願出候事

文案

一覚

一近来諸色高直ニて一統相込り候上、当秋御仕法被仰出、猶又差閊の廉不少、就ては此内被仰出候通り内産業仕度覚悟ニ奉存候

存候ニ付、差当り今日の薪等別而相込り候部も有之候間、何卒御心入を以、御山下タ木、猶御預ケ山無寄の趣ニて、右の薪日用丈ケの処、掠用御免被仰付被下候

様奉願候此段御序の節宜様被仰合被成御沙汰可被下頼存候　已上

＊新熊（進熊、武熊）　親施二男
＊行形（形行）　意味おなじ

## （明治元辰十月）

山口御番交代の儀は追々御沙汰の旨も有之候処、当度ハ別而御人少孰も繋勤の儀ニ付向後同役申合、三十日交代厳重罷出候様被仰付候事

右の通被仰付候条及触候事

辰ノ十月

## （明治元辰十月）

殿様先月廿三日御発駕、従大坂御軍艦被為召、昨四日中関御着艦、今五日朝五ツ時、早メニシテ御供揃ニて御帰山被遊候事

右の通り組支配中えも可被相触候事

辰ノ十月

## （明治元辰十月）

右の通り従公儀御触有之候ニ付及触候事

辰ノ十月

## （明治元辰十月）

今般非常の御仕組ニ付、未タ御意を以被仰渡無之候ニ付、御家来中え増出米の儀は御決定相成候ニ付、惣当り壱分増被召上候事

一被仰付候事

一病者幼少石の儀は是迄の段分ケニ依り、御貸米銀年賦上納御仕法入の分、是迄の通り押被仰付候事

一昨寅ノ年洪水ニ付、知行地永否所鍬下年限出米被差免候分ハ、畝石高惣て立用被仰付候事

右の通り被仰付候条、為心得及触候事

【248頁】

辰ノ十月

＊永否（えいぶ）　否は不作、天変地異による不作の所を否所という

＊鍬下年限　免租の期間

（明治元辰十月）

一養蚕場覚

之て隆外ニ書払代不及上納候事

は献して外記代上納

其納ニ して 産物局

産の桑も 産物局

ニ苗植 産物局

相調 出

付配附 請

、当度 方

此被増 可

度仰野 有

増付庸 之

屋候 候

敷条 ハ

内、 、

其屋 本

内敷 尤

庸 御

は其利益眼前の事ニ候え共、桑無

一産物局ニ御買入相成候物々の内、蝋燭の

儀は只今何程ニても御買揚相成候間、内

産業ニ相始度所存の者有之候ハ、産物

局え申出一様の雛形受取候様、尤直段の

儀は其時の相場を以御買揚被仰付候事

右の通り市中御家来中末々町浦ニ至迄、内

意触達被仰付候事

辰ノ十月十九日

（明治元辰十月）

一御内覚

用板場御詮儀の趣有之、右の内三面

之木御家来中末々地方町浦ニ至迄望の者有

候ハ、建銀上納ニて貸渡被仰付候事

付り　三面木ニ不限、壱面ニても本文の通り被仰付候事

付り　先ッ一ケ年限り、其の余は来十月ニ至り又々何分沙汰可被仰付候事

一建銀の高下入札被仰付、高札の者え貸渡被仰付候事

付り　来月十日限り、産物局え入札差出可申、其翌十一日開封被仰付候事

【249頁】

一受掛りの者は面数え応し、凡壱面木ニ付

壱万貫目の当りを以、時の直段ニ応し櫨

実代銀産物局え差出可申候事

一御貸渡の分、区別相立候ては何角手煩も

有之儀ニ付、都合は御内用場所取任ニし

て、御手の分と同一の仕法ニ被仰付、

勘定仕請の上、仕役賃銀を始其外諸入費

付面数え当り廉直ニ割賦、月限り上納被仰

候事

一建銀の儀ハ四月八月両度ニ、上納被仰付

候事

一生蝋は日々絞り立の貫数え当り、於時申

出の上渡方可被仰付候事

一建銀え引当ニ、絞り立の生蝋頭取の手元

ニて引除ケ置候様被仰付、尤限銀上納の

分は悉皆生蝋渡方被仰付候事

一炭灰其外雑物売捌代銀の儀ハ、惣勘定の

節面数え割賦被仰付候条、望

右の通り仕法建廉直ニ取捌被仰付候

の者は無説念入札被仰付候 尤前断不便利

の廉有之候ハ、無用捨可申出候事

辰ノ十月

右の通り地方町浦え布告被仰付候 於御家

来中も望の者有之候ハ、無遠慮入札有之

候事

辰ノ十月

＊板場　加工場

＊一面木　生蝋を製造する道具一式

＊無説念　談合しないで

＊櫨実加工　櫨実加工については『萩市史第一巻』六七九頁以下に詳しい

（明治元辰十一月）

於朝廷、諸官一六ノ日休暇被仰付候付公儀ニても此度休日御改相成候　就ては御内輪

【250頁】

の儀も是迄五十ノ日被相改、以来一六ノ日休暇被仰付候条、諸願其外申出の筋用捨被仰付候　尤非常又は難差置願筋は可為格別

右の通り被仰出候付及触候事

辰ノ十一月廿日

（明治元辰十一月カ）

一覚

一暮詰諸沙汰、以来極月廿五日ニ被仰付候事

一極月廿六日より邑政堂役員出勤止の事

一正月七日より同断出勤の事

但難差置御用有之面々ハ、右期限ニ不拘出勤勿論の事

右の通り破レ

（明治元辰十一月）

御家来中、知行所当夏の洪水ニて永否所出米の分、当度非常の増出米中格別の御詮儀を以、否究メ相成達立用被仰付候事

辰十一月廿九日

＊永否所　天災地変のための不作地

＊否究　否になった田畑の現況と復旧工事の能否を検分すること

（明治元辰十二月カ）

七ケ村

町浦

右売買其外諸取引、是迄盆節季両度仕来候処、御詮儀の趣有之、已来三月二日、九月八日相加え、年中四度の取引仕候様被仰付候事

右の通り地方町浦へ布告被仰付候ニ付破レ